サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修 を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
 - ※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任 者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
 - ※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の 一部業務を可能とする等の見直しを行う。
 - ※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

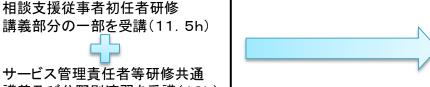
現行

サービス管理責任者 実務要件

児童発達支援管理 青任者実務要件



サービス管理責任者等研修共通 講義及び分野別演習を受講(19h)



サービス管理 責任者 児童発達支援 管理責任者 として配置

改定後

【一部緩和】

サービス管理責任者 実務要件

児童発達支援管理 青任者実務要件

※ 実務要件に2年満たない 段階から、基礎研修の受講可 相談支援従事者初任者研修 講義部分の一部を受講(11.5h)



サービス管理責任者等研修(統一) 研修講義・演習を受講(15h)



可能

サービス 管理責任者等 実践研修

【新規創設】

(14.5h)

サービス管理 責任者 児童発達支援 管理責任者 として配置

【新規創設】

サービス 管理責任者等 更新研修 (**%**13h)

5年毎に受講

(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある 又は②現にサービス管理責任者等として従事している



※平成35年度末までは、カリキュ ラムを一部割愛し、6時間程度の 内容で実施することが可能

【新規創設】専門コース別研修(任意研修)

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

